

# 公的債務再編 を取り巻く環境と IMFの役割・課題

小池 孝英 国際通貨基金エコノミスト



### 🦰 はじめに

2020年10月からIMFに勤務し、SPRのDebt Policy Division (SPRDP) において、国際的な債務 に関するルール作りや個別の債務案件に従事してき た。勤務開始時はパンデミックの真っ只中であり、 100%自宅から仕事をするという特殊な環境であった が、コロナ下におけるIMFの仕事、その中でも債務 関係の仕事は忙しさを増すばかりであった。私自身も 勤務した当初からG20のDebt Service Suspension Initiative (DSSI)\*2の2回目の延長に携わらせても らったが、その後もDebt Limit Policy、LIO/LIOAの レビューやMAC DSFの改訂など、IMFに関連する国 際的な債務制度が大きく変わっていった数年間だった ように思う\*3。また、コロナ下において、メンバー各 国が財政や国際収支の悪化に苦しむ中、緊急的な融資 を含むIMFプログラムの数も急上昇していった。そ の中でも、個別国に関する案件として、「公的債務の 再編」は、債務政策に大きなインパクトがあると同時 に、何よりも債務国やその国民に大きな爪痕を残す。 SPRのエコノミストは、通常は地域局等から上がって くるレポートやその内容を審査(レビュー)する立場 にあるが、同時に一つのカントリーチームの中のエコ ノミストとして働くことも求められている。私自身

も、カントリーエコノミストの一員として、債務に大 きな問題を抱える2つの個別国を担当する中で、公的 債務再編の現場に携わってきた。もちろん個別国に関 わる内容はここでは控えるが、こうした経験を踏まえ ながら、パンデミック後の世界で喫緊の課題となって いる公的債務の再編について、現在の状況やその難し さ、また公的債務再編に関するIMFの役割や課題等 について簡単にまとめていきたい。



### 国際的な債務環境

パンデミック後の世界において、大きく爪痕を残し ているものの一つとして公的債務の上昇が挙げられ る。これは日本に限った話ではない。2020年におい て、世界の平均的な公的債務対GDP比率は100%に 近付き、その半数はコロナ前の水準を上回って推移す ると考えられる (IMF April 2023 WEO)。パンデ ミック後におけるインフレ率の上昇は、一時的に公的 債務比率を引き下げることに寄与したが、世界的な金 融引き締めやドルの上昇、弱含みする経済状況は、流 動性リスクを増加させ、多くの政府の頭を悩ます種と なっている。もちろん、こうした債務リスクに対する 第一の処方箋は財政改革や経済改革にある。また、 IMFを始めとするMDBsや二国間の融資等は、改革

ここでは、公的債務再編は、債務者が政府等の公的機関であることを指し、債権者は公的機関、私的機関のどちらも含まれるものと考える \*1)

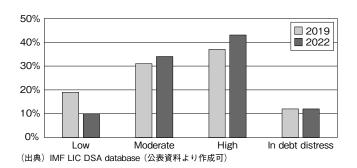
<sup>\*2)</sup> DSSIは、パンデミック下において、パンデミックの抑制や人々の救済に資源を集中できるよう、 一定期間の公的債務の支払いを免除する枠組みである (一定期間の債務支払いが免除されるだけであり、その債務自体が消滅するわけではない)。G20及びパリクラブ等において2020年5月に合意され、 その後2回の延長を経て、2021年12月末までの免除が認められることとなった。対象国は、低所得国を中心とする73か国に及ぶ。

それぞれのポリシーについての詳細は省くが、関心のある方は以下のリンクを参考にされたい(Guidance Note on Implementing the Debt Limits Policy in Fund Supported Programs; Reviews of the Fund's Sovereign ARREARS Policies and Perimeter; Staff Guidance Note on the Sovereign Risk and Debt Sustainability Framework for Market Access Countries)



を実行する間の時間的猶予を与えてくれる。しかしな がら、経済的あるいは政治的に実現可能な政策では将 来にわたる債務危機を回避できない\*4、あるいは実際 にデフォルトの状況に陥ってしまった場合は、公的債 務の再編が必要となってくる。実際に、パンデミック 後の世界においては、アルゼンチンのような債務再編 の常連国に加えて、例えばスリナム、チャド、エチオ ピア、ザンビア、最近ではスリランカなど、明らかに 公的債務再編のペースが速まっている。その他の国に おいても、債務再編のプレッシャーは高まる一方だ。 例えば、下グラフにも示されているように、DSSI対 象国のうち、2019年において49%が高リスク(high risk of debt distress) ないし債務ストレス下 (indebt distress) であったのが、2022年においては 55%が高リスクないし債務ストレス下となっている。 このように、公的債務再編の「ニーズ」が急速に高 まっている中で、それを受け止める債務再編の枠組み を整えることは、大変重要な課題である。迅速な債務 の再編は、もちろん債務国やその国民にとって死活問 題であるが、債権国(者)にとっても、債務の回収可 能性を最大化するという目的につながりうる\*5。次節 においては、その債務再編の枠組みの変遷とそれを取 り巻く環境について議論する。

### LIC DSAのリスク評価(DSSI対象国中のシェア)



## 公的債務再編の枠組みの変遷と その背景

公的債務再編における最大の課題は、世界共通の枠 組みがないことにある。世界共通の枠組みがないこと によって、債務再編のニーズが高まる中、迅速な課題 解決ができず、その間に債務問題が益々悪化してしま う可能性がある。もちろん、国際的な債務再編の枠組 みが何もないかというとそうではない。ファイナンス 令和5年4月号(小荷田:アルゼンチンの債務再編と 今後の債務問題の展望)でも詳しく述べられていると おり、伝統的には、フランス財務省が事務局を担う 「パリクラブ」が公的債務再編の中心を担っており、 パリクラブが「コンパラビリティ・トリートメント」 をその他の債権者にも求めることによって、公的債務 再編を完遂してきた\*6。しかしながら、このパリクラブ の中心的な役割は低下してきていると言わざるを得な い。例えば、低所得国(LICs)の対外債務の債権者割 合を見ると、HIPCイニシアティブが提唱された1996 年当時においては、パリクラブ国が39%、非パリクラ ブ国が8%、私的債権者が8%を占めていたのに対し て、2021年においては、パリクラブ国が11%、非パ リクラブ国が20%、私的債権者が19%となっている (次頁グラフ参照)。想像に難くないように、この非パ リクラブの中では、中国が大きくシェアを拡大してい るとともに、インドやサウジアラビアなどもシェアを 伸ばしている。更に、ここ10年の低所得国の中では、 対外債務に比して、対内債務(国内や通貨同盟国内の 債権者)の割合も上がっていることに注目しなくては ならない。つまり、パリクラブが公的債務再編に合意 したとしても、パリクラブ以外の債権者が合意できな ければ、実効性のある債務再編ができない状況となっ てきている。また、パリクラブ以外の債権者としては、 少数派となったパリクラブから求められた「コンパラ ビリティ・トリートメント」に合意することは納得し ずらい状況となってきている。ここで重要となるのが、

<sup>\*4)</sup> IMFのポリシーでは、以下の状況において債務は持続可能ではない(unsustainable) と見做される: there are no politically and economically feasible policies that stabilize the debt-to-GDP ratio and deliver acceptably low rollover risk without restructuring and/or exceptional bilateral support, even in the presence of Fund financing

ここでは債務再編に関するメリット、デメリットの議論は省くが、債務再編は債務国の負担を軽減する一方、一定期間、(国際的な)マーケットアクセ \*5) スを失う等のデメリットも忘れてはいけない。

パリクラブのメンバーは、西欧諸国を中心とし、アジアでは日本、韓国を含めた22か国から構成される。コンパラビリティ・トリートメント \*6) (comparability treatment) とは、パリクラブが合意する内容と同等(comparable)の条件で他の債権者とも債務再編を行うよう要求するものであり、債務国がそれを履行できない場合、パリクラブの合意が停止、破棄される可能性もある。

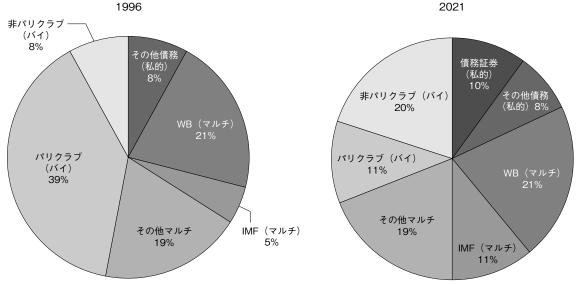
非パリクラブ国も当初から債務再編の議論に巻き込む ということであり、その大きな一歩として2020年11 月にG20及びパリクラブで合意されたのが「コモン・ フレームワーク」である。この「コモン・フレーム ワーク」は、DSSI対象国が公的債務の再編を求める 際に、(中国を含めた) G20やパリクラブ、その他の 公的債務者が共同して (jointly) 債務再編に必要なパ ラメターを決定する枠組みであり、新たな国際的な債 務環境に対応するための大きな一歩である。他方、枠 組みを広げることによる課題も山積している。ここで はコモン・フレームワークに対する詳しい議論は割愛 するが、1956年から債務再編に関する考え方を擦り 合わせてきたパリクラブとは異なり、それぞれの国に よって債務再編に対する考え方や理解度、アプローチ の仕方、政府の内部構造も異なるため、議論を開始す るだけでも多くの時間がかかってしまうという現状が ある。また、現在のコモン・フレームワークの対象は、 DSSI対象国のみとなっており、日本が中心となって スリランカのクレジター・コミッティを組織したよう に、コモンフレームワークの対象自体をどのようにす べきかという議論もある。いずれにしても、新たな債 務環境に対応するための枠組みは変革を迎えていると きであり、2023年2月からは、公的な債権者(国)だ けでなく、私的な債権者や債務国側も巻き込んだラウ ンドテーブル (Global Sovereign Debt Roundtable)

が開催されており、数多くのステークホルダーの中で 債務再編に関する共通認識を醸成する試みが行われて いる。このように、公的債務再編の共通の枠組みを持 つことは一朝一夕とはいかないが、着実に歩みを進め ていると言えるだろう。



### 公的債務再編におけるIMFの役割

公的債務再編において、交渉の主体はあくまでも債 務者と債権者にある。他方、公的債務再編の議論にお いて、IMFも重要な役割を担っている。1つは、上記 のように、G20等の付託をうけながら、債務再編の 国際的枠組みの土台を提唱することである。より実践 的には、公的債務再編の中でIMFのプログラムを提 供すること、また、その中で公的債務の持続可能性に 必要な大枠 (envelop) を提示することが挙げられる。 IMFプログラムは、原則、公的な対外債務交渉の中で 必要条件となっているが、これは、IMFやその他 MDBsからの支援が債務再編下のファイナンスをサ ポートするとともに\*7、プログラムの中で債務国によ る経済・財政改革を促進し、債務再編後の債務返済の 可能性を高める効果を持つと考えられる(もちろん、 IMFプログラムの期間は限定されているとともに、プ ログラム下で期待されたような経済・財政改革が進ま ず、事後的には、債務不履行が繰り返されるケースも



(出典) IMF working paper 2023 (WP/23/79) "Are We Heading for Another Debt Crisis in Low-Income Countries?" を基に筆者が再集計。

<sup>\*7)</sup> IMFやその他のMDBsはpreferred creditor statusを保持しており、原則、公的債務再編の対象から外れることなる。その一方で、債務再編過程において、譲許的な(concessional)ファイナンスを提供し、実質的に債務国の債務負担の軽減に寄与していると言える。



あるわけだが。) また、IMFプログラムの中で、債務 再編の大枠(envelop)を提示することも非常に大き な役割であり、私の所属するSPRDPやカントリー・ エコノミストの腕の見せ所でもある。これは、IMFの 融資等が「債務の持続可能性」を前提としており、債 務が持続可能でない国には、融資が実行されないとい うポリシーに依拠している。言い換えれば、どの程度 の債務的譲許で債務が持続可能となるかによって、必 要な債務再編の大枠が決まってくる。この債務の持続 可能性の判断には、低所得国(LICs)と中高所得国 (MAC) のそれぞれに対して実証的データに基づいた Debt Sustainability Framework (DSF) が用意され ているわけだが、議論はそれほど単純ではない。この DSF自体が各国の経済や財政の予測に基づいており、 経済財政予測が楽観的であれば、必要な債務的譲許の 度合いは小さくなるし、逆もまた然りである。更に、 債務レベルの許容度も債務の構成やマーケットアクセ スによってそれぞれであるし、債務問題の根源(例え ば、短期の流動性にあるのか、債務レベルの高さにあ るのか等)も異なってくるので、何をもって債務を持 続可能とするのかという明確な基準が存在するわけで はない。最終的には国毎の状況に応じた判断がつきも のである。このように、ある意味、IMFプログラムや 債務の持続可能性の分析に対する「信頼」を基に、具 体的な再編内容や条件等は当事者間で交渉されること となる。

このようなIMFとの「信頼」関係も、国際的な債 務関係が変化するにつれて、重要となってくるポイン トである。伝統的なパリクラブとの関係の中では、 IMFの持続可能性分析を基に債務再編の大枠が決めら れ、債権国がその枠組みにコミットすることによっ て、迅速なIMF融資とその後の債務再編の合意が図 られてきた\*8。しかしながら、もしIMFの持続可能性 分析自体に不信感が残れば、そこにコミットすること にも躊躇が生まれてしまう。近年存在感を増している 非パリクラブ国や私的債権者は、こうしたIMFの債 務持続可能性分析に(パリクラブに比して)精通して きたとは言えないため、「コモン・フレームワーク」

のように様々なステークホルダーが包括的に債務再編 を議論する際には、債務持続可能性分析にも共通の理 解を醸成することが重要である。実際、前述したラウ ンドテーブルにおいても、いつ、どのように債務持続 可能分析を債権者と共有していくのかということも課 題の一つとなっている。また、伝統的には、IMFの中 長期的な経済・財政予測を基に、プログラム後の債務 も含めて包括的な債務再編が行われる「ストック・ア プローチ」がとられてきたが、近年では、プログラム 期間中(あるいは一定期間内)のトリートメントと期 間後のトリートメントを分離する、ないし期間後のト リートメントを条件付きにする(例えば、コモデティ 価格等)などの「フロー・トリートメント」が盛んに 議論されている。これは、不確実性が高まる外的環境 に対応するなど、必ずしもIMFの予測に対する不信 感から来ているものとは言えないが、債務者の将来の 予見可能性を低下させてしまう点は慎重に考えなくて はならない。また、債権者の債務のリカバリーを高め る一方で、債務者の自助努力にディスインセンティブ を与えてしまう可能性(条件が完全に外生的に決まる ものでない場合)やコンパティビリティ・トリートメ ントの担保が難しくなる可能性など、様々な議論を呼 んでいる。このように、IMFと債務再編(あるいは債 権者)との関係性についても、国際的な債務環境が変 化するにつれて、変化が生じてきている。



### その他の債務再編に関わる議論 と結び

これまで議論してきたように、国際的な債務環境が 変化するにつれて、公的な債務再編の枠組やIMFと 債権者との関係にも変化が生まれてきた。ここでは主 に対外的な公的債務の再編を議論してきたが、課題は 対外的な債務にとどまらない。先にも簡単に触れたよ うに、特に低所得国の中で国内的な債務のシェアは増 加しているが、公的債務再編を進めるにあたって、国 内債務をどのように扱うかは重要な論点である。伝統 的には、国内の債務再編は、国内の金融システムや経

<sup>\*8)</sup> 債権者側から債務再編についてのspecific and credible assurancesを提示されることによって、債務が持続可能であると見なされ、IMFの融資プ ログラムの実行が可能となる。具体的な債務再編内容の合意は、IMFの初回融資の実行後に合意されることが一般的である。逆を言えば、具体的な債 務再編内容の合意には相当程度の時間がかかるため、それを待ってからIMF融資を実行すると迅速性が失われてしまう。



済に悪影響をもたらすため、出来る限り避けられてき た(国内の経済状況が悪化した場合、対外的な債権者 の回収可能性もより危ぶまれる可能性もある)。しか しながら、国内的な債務シェアが大きくなるについ て、対外債務の再編のみで債務の持続可能性が担保で きるのか、あるいはそれで国外の債権者が納得するの か、ということもより大きなイシューとなってきてい る。より議論の幅を広げれば、債務国の債務構成のう ち、どの程度債務再編の可能性があるのかは、債務持 続可能性分析(あるいはIMF自身の債権回収可能性) の重要な課題となっている。ある国では、継続的な外 的ショックや改革の遅れが続き、あるいは地政学的な 問題によってバイでの譲許的ファイナンスへのアクセ スが困難になるにつれ、IMFを含むMDBsのシェア が支配的になるとともに、非譲許的な国内債務のシェ アが拡大してきた。そうした場合、無理に国内的な債 務再編を進めるか、あるいはIMF等のMDBsが更な る債権回収のリスクを承知した上で追い貸ししてくし か道はなくなってくる(あるいは、ハイパーインフレ や為替の急落等によって経済が勝手にアジャストして いくこととなるが、対外債務負担はこれによって軽減 されない)。もちろん、こうした状況を防ぐためにも、 事前に経済・財政改革を進めることが重要であるが、 パンデミックのショック等で債務状況が悪化する中、 このような八方塞がりとなってしまうリスクも増加し ている。翻って日本の債務構成を考えると、安定的な 国内消化は日本の高い公的債務比率を支えてきたが、 対外債務の再編によって経済を立て直す道は閉ざされ ていると言える(言い換えれば、債務再編は直接日本 の債権者の負担となる)。日本においても、リスクが 顕在化する前に経済・財政改革を進めることの重要性 は言うまでもない。

更に、より将来に視点を広げると、誰が今後の国際 的なファイナンスを供給していくのかということも考 えなければならない。ここで議論したように、国際的 な債権者のシェアは大きく変化してきたが、それは国 家的な戦略を基に中国等が融資を増やしてきたという 事実もあるが、パリクラブ等の先進国が開発資金の提 供を相対的に減らしてきたという事実もある。ある意 味、先般の公的債務再編の中で、中国等はこうした急 拡大した融資のツケを払っているわけであるが、この

ようなリスクを認識したうえで、誰が将来の開発資金 等を提供していくのかは不透明である。もちろん、債 務の持続可能性を考慮しながら、貸出条件等において、 各国が責任ある貸出(借入)行動をとっていくべきこ とは大前提であるが、将来にわたってバイの資金供給 が滞ってしまった場合、より国際的な債務リスク(あ るいは成長のリスク)が高まっていく可能性があるこ とも否定できない。今般の急増する公的債務再編とそ の枠組みの変化は、将来にわたる国際的な開発資金の あり方にも疑問を投げかけているのかもしれない。